

新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

制度の詳細な内容は、各窓口へお問い合わせいただくか、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ」ページをご覧ください。

クーポン券・チケット	市 コロナに負けるな！ おうみはちまんじもと応援クーポン (第3弾) 取扱店舗等の募集	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済の活性化と地域住民の支援を目的として、本市で発行する「おうみはちまんじもと応援クーポン(第3弾)」の取扱店舗等を募集します。昨年度、「じもと応援クーポン」に登録のあった事業者の皆さんには、7月初旬に意向確認書をお送りしています。</p> <p>発行単位／1セット 3,000円(500円が6枚)</p> <p>印刷部数／約59,000冊</p> <p>利用条件／税込1,000円以上の買い物につき1,000円毎に500円クーポン1枚が利用可</p> <p>申込受付期間／7月23日午後5時(必着)</p> <p>※この期間の申込受付分をクーポン券配布時に同封する取扱店舗等リストに記載します。受付期間後もクーポン取扱期間内に申し込みは可能ですが、市ホームページへの掲載のみとなります。</p> <p>利用可能期間／9月11日から令和4年2月28日まで</p>	市民生活・産業支援室 36-5589 0570-038-999
	市 地域応援シニア向けチケット事業	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる地域経済の活性化と高齢者の活動支援を目的として、本市で発行する「地域応援シニア向けチケット事業」の取扱店舗等を募集します。昨年度、「じもと応援クーポン」に登録のあった事業者の皆さんには、7月初旬に意向確認書をお送りしています。</p> <p>発行単位／1セット 3,000円(200円が15枚)</p> <p>印刷部数／約24,000冊</p> <p>利用条件／1枚200円の商品券として利用可</p> <p>申込受付期間／7月23日午後5時(必着)</p> <p>※この期間の申込受付分をクーポン券配布時に同封する取扱店舗等リストに記載します。受付期間後もクーポン取扱期間内に申し込みは可能ですが、市ホームページへの掲載のみとなります。</p> <p>利用可能期間／9月11日から令和4年2月28日まで</p>	

給付金・補助金・支援金など

<p>市</p> <p>障がい福祉事業所応援金</p>	<p>障がい福祉事業所（日中活動系、居住系、居宅系、児童発達・放デイ系、相談系など）において、感染予防策を講じながら重症化リスクの高い障がい者に対する支援や、日々のサービス提供を行っていることに対し、事業所の運営支援と利用者が集う場所の感染予防策の充実を目的に応援金を給付します。</p> <p>対象／市内の障がい福祉サービス提供事業所 申請受付期間／7月以降申請受付予定</p>	<p>市障がい福祉課 31-3711</p>
<p>市</p> <p>介護サービス事業所応援金</p>	<p>介護サービス事業所で、感染予防策を講じながら、重症化リスクの高い介護サービス利用者に対して、日々のサービス提供を行っていることに対し、事業所の運営支援と感染予防対策の充実を目的に応援金を給付します。</p> <p>対象／市内の介護サービス事業所 申請受付期間／7月以降申請受付予定</p>	<p>市介護保険課 33-3511</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策 経営力強化支援事業 【緊急枠】第2期</p>	<p>緊急事態宣言の再発令により影響を受けた県内中小企業等を対象として、国の一時支援金への上乗せを実施します。</p> <p>受付期間／9月下旬まで 対象者／一時支援金（国）を受給した県内中小企業等のみなさま 補助限度額／10万円（20万円） ※家賃月額30万円以上支払っていることが確認（国の家賃支援給付金で確認）できる事業者には20万円給付</p>	<p>滋賀県経営力強化支援 コールセンター 0570-087-770</p>
<p>離職者早期再就職支援事業助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により離職された人などの再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業や個人事業主などに対して、助成金を交付します。</p> <p>対象／雇用日が令和3年7月1日から同年9月30日までのもの 助成金額／労働者1人につき60万円（1対象事業主につき5人まで） 申請期間／10月29日まで</p>	<p>県労働雇用政策課 077-528-3680</p>
<p>小規模事業者持続化補助金 （一般型）</p>	<p>小規模事業者などが、商工会議所または商工会の助言などを受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓などに取り組む費用を補助します。</p> <p>補助率／3分の2（補助上限額50万円） 申請期限／10月1日まで（第6回）、令和4年2月4日まで（第7回）</p>	<p>日本商工会議所小規模事業者 持続化補助金事務局 03-6747-4602</p>
<p>小規模事業者持続化補助金 （低感染リスク型ビジネス枠）</p>	<p>小規模事業者などが、ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取り組みや感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費など）を補助します。申請は、電子申請システム（Jグランツ）でのみ受け付けます。</p> <p>補助率／4分の3（補助上限額100万円）</p>	<p>小規模事業者持続化補助金 （低感染リスク型ビジネス枠） コールセンター 03-6731-9325</p>

<p>雇用調整助成金</p>	<p>一時休業などにより「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用を維持するために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。 拡充する主な内容／助成上限日額を引き上げ 日額 8,330 円を 15,000 円に（令和 3 年 5 月以降は原則 13,500 円） 助成率の拡充／原則 10 分の 9 を一律 10 分の 10 に</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999</p>
<p>両立支援等助成金 育児休業等支援コース</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。 対象期間／令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの休暇分 助成金額／1 人当たり上限額 50,000 円 ※申請期限は対象となる休暇期間により異なります。</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999</p>
<p>肉用牛肥育経営安定交付金 および上乗せ支援</p>	<p>国の肉用牛肥育経営安定交付金制度で、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の 9 割が補てんされます（交付金）。補てんされない 1 割の 4 分の 1 について、県が支援します（上乗せ支援）。</p>	<p>（一社）滋賀県畜産振興協会 33-4345</p>
<p>IT 導入補助金</p>	<p>バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がる IT ツールの導入を支援します。 対象事業者／飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育などのサービス業、製造業や建設業などの中小企業など 補助金額／通常枠（A 類型）30 万から 150 万円、（B 類型）150 万から 450 万円 低感染リスク型ビジネス枠（C 類型）30 万から 450 万円（D 類型）30 万から 150 万円 申請期間／7 月 30 日まで</p>	<p>サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター 0570-666-424</p>
<p>トライアル雇用助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた人で、離職期間が 3 か月を超え、かつ就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試用雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成します。 対象労働者 1. 令和 2 年 1 月 24 日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した 2. 紹介日時点で、離職している期間が 3 か月を超えている 3. 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している 支給額 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース月額 40,000 円（1 人につき） 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース月額 25,000 円（1 人につき）</p>	<p>東近江公共職業安定所 0748-22-1020</p>

融資・貸付

<p>滋賀県中小企業振興資金</p>	<p>信用保証料が軽減される「セーフティネット資金（新型コロナウイルス）」があります。また、「セーフティネット資金」の要件に該当しない人には、県独自の緊急経済対策資金があります。</p>	<p>近江八幡商工会議所 33-4141 安土町商工会 46-2389</p>
<p>日本政策金融公庫の融資</p>	<p>【無利子融資】 当初3年間が実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p>
<p>農林漁業セーフティネット資金</p>	<p>経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対して融資します。 貸付上限額／1,200万円 据置期間／3年以内 償還期限／15年以内 貸付利子／農業者・漁業者は融資当初5年間実質無利子、林業者は融資当初10年間実質無利子</p>	
<p>商工中金の危機対応融資</p>	<p>【無利子融資】 当初3年間が実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	<p>商工中金 0120-542-711</p>
<p>危機関連保証</p>	<p>売上高が前年同月比で15%以上減少している中小企業者が対象です。 保証率／借入債務の100% 保証枠／一般保証・セーフティネット保証と別枠で2億8千万円 指定期間／令和3年12月31日まで ※制度の利用には市が発行する認定書が必要です。</p>	<p>【認定書発行に関すること】 市商工労政課 36-5517 ※融資は民間金融機関が行います。</p>
<p>セーフティネット保証4号</p>	<p>売上高が前年同月比で20%以上減少している中小企業者が対象です。 保証率／借入債務の100% 保証枠／一般保証と別枠で2億8千万円 指定期間／令和3年9月1日まで ※制度の利用には市が発行する認定書が必要です。</p>	
<p>セーフティネット保証5号 (指定業種のみ)</p>	<p>売上高が前年同月比で5%以上減少している中小企業者が対象です。 保証率／借入債務の80% 保証枠／一般保証と別枠で2億8千万円 ※制度の利用には市が発行する認定書が必要です。</p>	
<p>(独)福祉医療機構の融資</p>	<p>【無利子・無担保融資】 無担保かつ当初5年間無利子の「新型コロナウイルス対応支援資金」があります。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構 0120-343-862 03-3438-0403</p>

猶予・減免	県税の申告期間の延長	新型コロナウイルスへのり患などの理由がある場合は、回復されたのち最大2カ月間、申請により県税の申告期限を延長することができます。	県中部県税事務所 22-7707
	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少し、一時的に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで1年間、納税を猶予できる場合があります。	
	厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料などの納付の猶予が受けられます。	日本年金機構草津年金事務所 077-567-2271